

国民健康保険のお知らせ 納税通知書の送付・認定証などの更新

住民保険課 国保医療・年金係 ☎ 34・2097

7月に納税通知書を 送付します

納税義務者は、納税通知書で納付方法を確認しましょう！

7月に国民健康保険（国保）税納義務者に納税通知書を送付します。国保税は、普通徴収（納付書または口座振替）か特別徴収（年金からの天引き）で納めることとなります。

普通徴収の第1期の納期限は7月31日です。納期限内に納めましょう。

※詳細は、国民健康保険納税通知書と同封の「国民健康保険税の納付方法について」をご覧ください。



▲納税通知書は、白い封筒で送付しますので、ご注意ください。

●普通徴収納期限

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7月31日	8月31日	10月1日	10月31日	11月30日	12月25日	平成31年 1月31日	平成31年 2月28日

●特別徴収納期限

仮徴収			本徴収		
1期	2期	3期	4期	5期	6期
4月	6月	8月	10月	12月	平成31年2月

※特別徴収の人は、2月の国保税額と同じ金額を翌年度の4、6、8月の年金から特別徴収（仮徴収）します。

年度途中で75歳の誕生日を迎える人へ

75歳になると国保から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。国保税は誕生日月の前月分までで（※）、誕生日月からは、後期高齢者医療保険料を納めていただきます。

※国保世帯主が75歳で後期高齢者医療制度に移っても、国保世帯員がいる場合は世帯員の国保税を世帯主が引き続き納めることとなります。

年金天引きされている人のうち年度途中で75歳になる世帯は、今年度は年金天引きされませんので、ご注意ください。

所得の申告はお済みですか？

国保の納税義務者である世帯主と被保険者全員の前年の所得が必要です。

所得は下記の算定などに使われます。

- 国保税の算定
- 国保税の低所得世帯に対する軽減
- 高額療養費の区分などの判定

所得が不明な人に「国民健康保険税申告書」を送付していますので、提出がまだの人は必ず住民保険課国保医療・年金係へ提出してください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は8月更新

上記の認定証は毎年8月に所得に応じて区分を判定するため、有効期限が7月31日となっています。8月以降も認定証が必要な場合は、7月23日以降更新にお越しくください。
※70歳以上75歳未満の人は認定証が不要場合があります。
※8月以降は自己負担限度額が変わるため、医療機関での負担が3割の70歳以上75歳未満の人で認定証が不要だった人も、認定証を申請できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。自己負担限度額の変更については、本紙11ページをご覧ください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療費が高額になりそうとき、事前に医療機関で認定証を提示することで、支払いを自己負担限度額までにすることができます。

高齢受給者証の定期更新

70歳以上75歳未満の国保被保険者がお使いの高齢受給者証は、毎年8月に定期更新となります。8月以降の受給者証を7月下旬に送付しますので、医療機関にかかる際は被保険者証とともに必ず提示してください。

70歳以上の国保加入者・後期高齢者医療制度

8月から高額療養費の上限額が変わります

8月から、高額療養費の上限額が下表のとおり変わります。年収約370～1,160万円(課税所得145～689万円)で、8月以降、ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある人は、住民保険課国保医療・年金係または福祉・高齢医療係で「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。(ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます)

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

☎ 国民健康保険・住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097
後期高齢者医療制度・住民保険課福祉・高齢医療係 ☎ 34-2096

平成30年7月までの上限額 (70歳以上)

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 課税所得 145万円以上の人	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,000円 (※1)>
一般 課税所得 145万円未満の人	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,000円 (※1)>
住民税非課税	II 住民税非課税世帯 (※2)	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※2)	8,000円
		15,000円

平成30年8月からの上限額 (70歳以上)

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
III 課税所得 690万円以上の人	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回 140,100円 (※1)>	
II 課税所得 380万円以上の人	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円 (※1)>	
I 課税所得 145万円以上の人	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円 (※1)>	
課税所得 145万円未満の人	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 (※1)>
II 住民税非課税世帯 (※2)		24,600円
I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※2)	8,000円	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

※1 過去12ヵ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
※2 住民税非課税世帯の人については、従来どおり、限度額適用・標準負担額認定証を交付します。

マイナンバーカードの交付・申請ができます

マイナンバーカード 受付時間の延長と休日開庁

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34-2087

マイナンバーカードをより取得しやすいように、次の日程で受付時間の延長と休日開庁を実施します。

7月末で自動交付機の取り扱いを終了しますので、この機会にマイナンバーカードの取得をお願いします。

○受付時間の延長

7月4日(水)・18日(水) 午後7時まで
(マイナンバーカード交付の受付は午後6時30分まで)

○休日開庁

7月8日(日) 午前10時～午後4時

業務内容

通知カードの受け取り、マイナンバーカードの交付・申請 ※その他の業務は行いません。

国民健康保険にご加入の40～74歳の皆さんへ 平成30年度特定健康診査の集団健診が 始まります

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

平日はなかなか忙しくて時間が取れない、かかりつけの病院がなく健診先を決めかねている人などのため、集団健診を実施します。

受診することにより、自覚症状がなく進行する生活習慣病（高血圧・脂質異常・高血糖など）を早期に発見し、心筋梗塞や脳卒中・糖尿病に進行していかないための予防に取り組んでいきます。

また、結果に異常がなくても毎年受けることで検査値の変化や健康状態をチェックすることができ、早い段階で生活習慣を改善するきっかけにもなります。

今年度の特徴

- ①費用が無料になりました。
- ②集団健診を受診する場合は眼底検査を実施します。（費用は無料）
- ③特定健診受診者全員に歯ブラシセットをプレゼントします。
- ④がん健診も同時に受診できるセット健診が2日間に拡大しました。
- ⑤受診者全員に特定健診結果説明会へご招待します。

健康の不安をなくして安心して健康的な日々を過ごすためにも、ぜひ受診しましょう。

日程 8月4日(土)、9月8日(土)、10月13日(土)・14日(日)（注）、11月18日(日)、12月8日(土)

注 10月13日(土)は定員に達したため受付を終了しました。10月14日(日)についても残りわずかとなっていますので、ご了承ください。（6月15日現在）

受付時間 午前9時～11時（10月13日(土)・14日(日)は午前8時30分～11時）

実施場所 町民ホール（町役場西側）

健診内容 問診・身体計測・血圧測定・診察・尿検査・血液検査・心電図検査など

定員 100人（申込順）

申込方法 集団健診申し込みハガキ（青色封筒で5月末に送付済）で事前申し込みが必要です。

※集団健診の他に個別健診（平成31年1月31日(木)まで）も実施しています。実施医療機関など詳しくは、対象者に送付している青色封筒をご覧ください。

マイナンバーカードの申請をお願いします 7月末で自動交付機を廃止します

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

7月末で自動交付機の取り扱いを終了します。

住民カードは、自動交付機廃止後も「印鑑登録証」としてご利用いただけます。窓口で印鑑登録証明書を取得する際には、提示が必要になります。処分せず、大切に保管してください。

マイナンバーカードを取得してい

ただきますと、業務時間外や休日に住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」をご利用いただけます。



マイナンバーカード用の顔写真を無料で撮影しています

マイナンバーカードを申請する人を対象に、カード申請用の証明写真を無料で撮影し、その場で申請受付を行っています。ご希望の人は、住民保険課戸籍住民相談係の窓口にお越しください。

受付時間

- 平日午前8時30分～午後5時15分
- 受付時間の延長日、休日開庁日

必要書類

- ① 通知カードについている「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」

※持参がない場合は、窓口で申請書を印刷します。

- ② 本人確認書類（運転免許証などの顔写真付きの公的な身分証明書の場合は1点、健康保険証や年金手帳などの場合は2点必要です）

- ③ 印鑑

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



▲町ホームページ

申請書部分



奈良県と合同で実施
総合防災訓練

日時 **8月5日(日)**

午前9時～正午

場所

- 被災地訓練
健民運動場、中央体育館駐車場
- 避難所訓練
中央体育館
- ヘリによる救助等訓練
唐古・鍵遺跡史跡公園

注意

中央体育館駐車場は訓練会場となるため、駐車できません。駐車場や町内巡回シャトルバスについては、後日、町ホームページ・Facebook・回覧などで周知予定です。

中央体育館関連施設を一時使用中止します



8月1日(水) (一部除く) から8月5日(日)の間、総合防災訓練のため、中央体育館・健民運動場・テニスコート・スケートボードパークの使用ができません。その期間については、やむを得ず体育館をご利用ください。

ご協力をお願いします。

☎ 生涯教育課スポーツ振興係
☎ 33-5882



防災課安全防災係 ☎ 34・2059

年金保険料免除・納付猶予制度があります
国民年金保険料の納付が困難な人は申請を

国民年金保険料

の納付が困難なときは窓口で申請し、日本年金機構で前年所得(1月から6月の申請については前々年所得)を審査して承認を受けると納付が免除・猶予されます。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合があります。お早めに手続きしてください。



される特例もあります。各制度の詳細は桜井年金事務所または、町住民保険課国保医療・年金係へお問い合わせください。
7月から受付開始

平成30年7月～平成31年6月分の年金保険料免除・納付猶予制度

※年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例は、申請時点から2年1ヵ月前までさかのぼって申請が可能です。

また、失業した人は離職票や雇用保険受給資格者証などを添付すれば、退職を考慮して免除区分が審査

※学生は年金保険料免除・納付猶予制度の対象外です。学生納付特例制度をご利用ください。

年金保険料免除制度

所得に応じて「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」の免除制度があります。

納付猶予制度

50歳未満の人が利用できる制度で、世帯主の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。
※平成28年6月までの期間の申請については30歳未満の人が対象です。

学生納付特例制度

所得が基準額以下の学生の人が利用できる制度です。

免除期間の保険料の追納制度

年金保険料の免除などを受けた期間について、後から年金保険料を納めること(追納)ができます。追納を希望される場合は、申し込みをしてください。
※免除などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、加算額が上乗せされます。

桜井年金事務所 ☎ 42・0033
町住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

行政情報
暮らし・環境
保険・年金
健康・福祉
子育て・教育
催し・講座
就職・募集
お知らせ

後期高齢者医療制度 被保険者証を7月下旬に送付します

住民保険課福祉・高齢医療係 ☎34・2096 / ☎34・2095
県後期高齢者医療広域連合 ☎29・8430

現在使用されている被保険者証の有効期限は7月31日です。7月下旬に8月1日以降使用できる被保険者証を送付します。

8月1日以降は右上の有効期限が平成31年7月31日と記載されている被保険者証をご使用ください。

被保険者証は

簡易書留で7月下旬に送付

受取時には、受領印が必要です。また、不在の場合は、「郵便物等お預かりのお知らせ」が配達されます。その場合は、お知らせに記載されている方法でお受け取りください。

有効期限を過ぎた被保険者証は…

8月1日以降、住民保険課の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして本人で確実に処分してください。

平成30年度の保険料を決定

7月に平成30年度の保険料を決定し、納入通知書を送付します。保険料は、特別徴収（年金からの天引き）または、普通徴収（納付書または口座振替で納付）で納めます。年度途

1. 保険料率などが見直されます

平成29年度まで

1人当たり保険料 (年額)	=	均等割額	+	所得割額
最高 57 万円		44,800 円		(総所得金額等 - 33 万円) × 8.92% (所得割率)

平成30・31年度

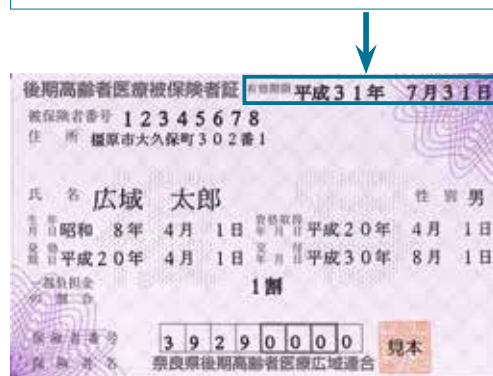
1人当たり保険料 (年額)	=	均等割額	+	所得割額
最高 62 万円		45,200 円		(総所得金額等 - 33 万円) × 8.89% (所得割率)

中で納め方が変わる人もいますので、納入通知書に記載している納付方法を必ず確認してください。また、納付書で納める場合は便利で納め忘れない口座振替がお勧めです。納期内納付にご協力をお願いします。

2. 均等割額の軽減措置にかかる所得判定基準が見直されます

軽減割合	同一世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等の合計額
9割	33万円以下かつ世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下（他に各種所得がない）
8.5割	33万円以下
5割	33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数) 以下 ↓ 33万円 + (27.5 万円 × 世帯の被保険者数) 以下
2割	33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数) 以下 ↓ 33万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数) 以下

新しい被保険者証（薄紫色）の有効期限は平成31年7月31日です。



3. 所得割額の軽減措置が見直されます

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等（所得割額の算定に用いる所得）が58万円以下の人の軽減措置が、下記のとおり変わります。（年金のみの収入であれば、年金収入が153万円を超え211万円までの人が対象になります）

平成29年度	平成30年度
2割軽減	軽減なし

※平成29年度までは特例的な軽減措置であり、平成30年度以降が法令上の本則です。

4. 職場の健康保険などの被扶養者だった人の軽減措置が見直されます

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合など）の被扶養者だった人の均等割額の軽減措置が、下記のとおり段階的に変わります。

平成29年度	平成30年度	平成31年度以降
7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間に限り 5割軽減

※平成30年度までは特例的な軽減措置であり、平成31年度以降が法令上の本則です。なお、この軽減措置の対象でなくなっても上記2の軽減対象になる人はそちらが適用されます。

初心者を対象に、基本を学ぶことができるスクールです。奈良県ローラースポーツ連盟の担当者が講師を務めます。

スケートボード初心者へ ビギナーズスクールを始めます

生涯教育課スポーツ振興係 ☎ 33・5882

日程

日程	スクールの時間
7月24日・8月7日・14日・21日・28日 (毎週火曜日)	①午前9時15分～10時 ②午後6時～6時45分
7月26日・8月9日・16日・23日・30日 (毎週木曜日)	③午前9時15分～10時 ④午後6時～6時45分
7月21日・28日、 8月11日・18日・25日 (毎週土曜日)	⑤午前9時15分～10時 ⑥午後6時～6時45分

日程 左表参照
料金 無料。ただし、傷害保険加入のための実費分が必要です。
申込 左表①～⑥の中から、一つ選択してください。
※複数の時間に参加することはできません。



7月11日(水)午前9時から窓口での申し込みのみ受け付けます。(電話での予約は不可) 申込時に傷害保険料をお支払いください。
定員 各回15人(先着順)
※ボード、プロテクターなど無料でレンタルを行っています。(数に限りがあります)

登録手続 スクールの申し込みには、使用者登録の手続きが必要です。未登録の人は登録手続きを行いますので、本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)と印鑑をご持参ください。
お願い スクールで使用する間は、一般の人は利用できません。

安心・安全な水道水の安定供給のために

水道工事にご協力を

水道課水道整備係 ☎ 32-2967

町では、安心・安全な水道水の安定供給を行うため、老朽管更新工事に取り組んでいます。この度、大規模な工事を行うため、工事区間と予定期間をお知らせします。

工事期間中は、付近住民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

	場所	八尾地内
	期間	平成31年2月8日まで

平成31年4月(予定)から認定こども園に

認定こども園平野幼稚園の開園に向けた説明会

教育総務課 ☎ 34-2074

「こども園」は、幼稚園と保育所の機能を兼ね備えた施設です。平成31年4月から平野幼稚園が認定こども園(幼稚園型)平野幼稚園としてスタートする予定です。この認定こども園化に伴う説明会を実施します。



▲平野幼稚園

日時 7月19日(木)・21日(土)
午前10時～10時45分

※両日も同内容ですので、いずれかの日時にご参加ください。

- 場所** 町民ホール(町役場西側)
対象 小学校就学前の子どもをもつ保護者(ただし、入園対象は3歳児以上のお子さんです)
内容 ・入園条件、通園方法 ・開園日、教育・保育時間
・クラス編制 ・保育料 など

保険料が均等になるよっ! 8月の介護保険料特別徴収の仮徴収額を 均等化します

長寿介護課高年齢福祉係 ☎ 34・2103

介護保険料の支払方法が特別徴収（年金天引き）の人は、年6回ある納期の前半を仮徴収、後半を本徴収として納付していますが、収入の変動や介護保険料の改定があると、仮徴収と本徴収の納付額にばらつきが出てしまいます。

そのため、年間を通じてできるだけ均等な額となるように、8月の仮徴収額を変更します。

特別徴収とは

年金受給額が年額18万円以上の人を対象に、年金から介護保険料が差し引かれることです。

仮徴収、本徴収とは

◆仮徴収（4月・6月・8月）

保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、決定するまでの間の3回は、前年度の2月と同額を仮に納付することになります。

◆本徴収（10月・12月・翌年2月）

前年の所得などに応じて決定した年間の保険料から、仮徴収で納付した額を差し引いた残りの保険料を3回で納付します。

均等化とは

4月・6月・8月の仮徴収額は、原則、前年度2月の本徴収額と同額となりますが、平成30年度は介護保険料の改定が行われ、現在、すでに前半と後半の保険料に差がある人も多いため、このまま仮徴収を行うと1年間の介護保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ったままになってしまいます。

そこで、1年間を通じて保険料ができるだけ均等になるよう8月の徴収額を変更し、特別徴収の介護保険料の均等化を図ります。

※均等化することで、介護保険料の年額が変わるものではありません。
※詳細な保険料と納付方法は、7月中旬に個別通知します。



均等化の参考例

所得段階が第5段階（基準額）の人（世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で第4段階以外の人）

平成29年度

年額 65,400円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成30年2月
10,900円	10,900円	10,900円	10,900円	10,900円	10,900円

前年度2月と同額

平成30年度

●均等化しない場合

年額 73,200円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成31年2月
10,900円	10,900円	10,900円	13,500円	13,500円	13,500円

※本徴収は、7月に確定した1年間の保険料から仮徴収した保険料を差し引いた金額の3分の1ずつ天引き。

変更

●均等化した場合

年額 73,200円

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	平成31年2月
10,900円	10,900円	12,800円	13,000円	12,800円	12,800円

※前年所得で保険料の年額を算出。4月・6月で納付した分を差し引き、残額を4回で納付。

$$\{73,200円 - (10,900円 \times 2)\} \div 4 = 12,850円$$
 100円未満の端数は10月にまとめて徴収するため、10月のみ13,000円、8月・12月・2月は12,800円

※4月・6月徴収分は前年度2月と同額

7 月 は 差 別 を な く す 強 調 月 間

差別をなくす町民集会

日時 7月14日(土)
開会=午後1時(受付=午後0時30分~)

場所 青垣生涯学習センター 弥生の里ホール

内容
第1部 田原本・北中学校吹奏楽部による演奏
第2部 講演 道志真弓さん
(元フリーアナウンサー)

※町で活動されている福祉事業所による模擬店・物産展も出店します。



どうしまゆみ
道志真弓さん

不妊治療の末、やっと授かった娘は、世界で数十例の染色体異常と診断され、8歳で他界。歩くことも話すこともできなかったけど、娘を囲んでの生活は笑顔が絶えない日々でした。

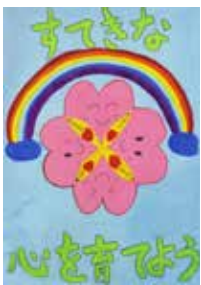
娘が私たち家族に教えてくれたこと、そして生きるという素晴らしさなど、講演を通して、皆さんと一緒に考えていけたらと思います。

県へ出展する人権啓発ポスター・標語を紹介（「差別をなくす町民集会」の会場に掲示）



▲平野小学校 4年

「差別をなくす強調月間」の取り組みの一環として、県と町では、人権について考えるきっかけにしておうと「人権啓発ポスター・標語」を募集しました。



▲平野小学校 4年

その結果、応募があったポスター279点、標語621点の中から、ポスター5点、標語12点を県へ出展しましたので作品を紹介します。

なお、すべての応募作品（ポスター）は「差別をなくす町民集会」の会場に掲示します。



▲田原本小学校 5年



▲田原本小学校 5年



▲田原本中学校 3年

- | | |
|---------------------|-----------|
| SNS 実は知らない 裏の顔 | 田原本中学校 1年 |
| 勇気出し 言えた言葉は ごめんなさい | 田原本中学校 1年 |
| いじめみて 見て見ぬふりは 共犯者 | 田原本中学校 1年 |
| 一度でも ささった言葉は もどせない | 田原本中学校 2年 |
| メッセージ 送信前に 見直しを | 田原本中学校 2年 |
| その言葉 自分に向けて 言えるかな? | 田原本中学校 2年 |
| 暗闇を 照らす光は 君の声 | 田原本中学校 3年 |
| 胸痛む 言うな投げるな 言葉の刃 | 田原本中学校 3年 |
| SNS ひそむ暗闇 気を付けて | 田原本中学校 3年 |
| 気をつけて きらりと光る 言葉のナイフ | 北中学校 2年 |
| 考えて ほんとにいいの? その行動 | 北中学校 2年 |
| 一言が 一人を救う 可能性 | 北中学校 2年 |